

連結貸借対照表 第21期末（2023年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	67,152,100	預金	150,498,976
コールローン及び買入手形	1,386,895	譲渡性預金	13,788,347
買現先勘定	11,693,419	コールマネー及び売渡手形	1,814,873
債券貸借取引支払保証金	1,897,429	売現先勘定	25,735,560
買入金銭債権	3,836,735	債券貸借取引受入担保金	757,842
特定取引資産	17,404,494	コマーシャル・ペーパー	1,782,111
金銭の信託	514,607	特定取引負債	12,698,007
有価証券	37,363,140	借入金	4,155,480
貸出金	88,687,155	外国為替	671,552
外国為替	2,408,587	短期社債	477,141
金融派生商品	2,184,875	社債	11,371,189
その他資産	8,689,547	信託勘定借	1,534,097
有形固定資産	1,105,851	金融派生商品	2,749,138
建物	325,241	その他負債	7,777,025
土地	618,787	賞与引当金	126,694
リース資産	6,333	変動報酬引当金	2,381
建設仮勘定	43,679	退職給付に係る負債	68,429
その他の有形固定資産	111,808	役員退職慰労引当金	539
無形固定資産	572,719	貸出金売却損失引当金	15,049
ソフトウェア	375,322	偶発損失引当金	13,706
のれん	49,613	睡眠預金払戻損失引当金	13,695
リース資産	2,098	債券払戻損失引当金	7,798
その他の無形固定資産	145,685	特別法上の引当金	3,352
退職給付に係る資産	859,271	繰延税金負債	22,391
繰延税金資産	316,168	再評価に係る繰延税金負債	58,711
支払承諾見返	8,905,643	支払承諾	8,905,643
貸倒引当金	△720,437	負債の部合計	245,049,740
投資損失引当金	△1	(純資産の部)	
		資本金	2,256,767
		資本剰余金	1,129,267
		利益剰余金	5,093,911
		自己株式	△8,786
		株主資本合計	8,471,160
		その他有価証券評価差額金	564,495
		繰延ヘッジ損益	△358,102
		土地再評価差額金	129,321
		為替換算調整勘定	144,093
		退職給付に係る調整累計額	182,306
		在外関係会社における債務評価調整額	19
		その他の包括利益累計額合計	662,133
		新株予約権	5
		非支配株主持分	75,163
		純資産の部合計	9,208,463
資産の部合計	254,258,203	負債及び純資産の部合計	254,258,203

連結損益計算書 第21期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		5,778,772
資金運用収益	3,178,214	
貸出金利息	1,750,984	
有価証券利息配当金	392,104	
コールローン利息及び買入手形利息	13,898	
買現先利息	281,313	
債券貸借取引受入利息	22,411	
預け金利息	498,504	
その他の受入利息	218,996	
信託報酬	58,958	
役務取引等収益	915,534	
特定取引収益	992,631	
その他業務収益	452,853	
その他経常収益	180,579	
償却債権取立益	7,730	
その他の経常収益	172,848	
経常費用		4,989,165
資金調達費用	2,217,636	
預金利息	840,042	
譲渡性預金利息	209,222	
コールマネー利息及び売渡手形利息	17,140	
売現先利息	651,987	
債券貸借取引支払利息	8,734	
コマーシャル・ペーパー利息	51,776	
借用金利息	34,377	
短期社債利息	71	
社債利息	238,031	
その他の支払利息	166,251	
役務取引等費用	163,841	
特定取引費用	657,923	
その他業務費用	280,386	
営業経費	1,445,283	
その他経常費用	224,095	
貸倒引当金繰入額	65,698	
その他の経常費用	158,396	
経常利益		789,606
特別利益		50,888
固定資産処分益	3,260	
退職給付信託返還益	47,627	
特別損失		61,530
固定資産処分損	7,462	
減損損失	51,545	
関連会社株式売却損	2,301	
その他の特別損失	220	
税金等調整前当期純利益		778,964
法人税、住民税及び事業税	180,716	
法人税等還付税額	△9,911	
法人税等調整額	48,029	
法人税等合計		218,834
当期純利益		560,130
非支配株主に帰属する当期純利益		4,602
親会社株主に帰属する当期純利益		555,527

連結株主資本等変動計算書 第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,256,767	1,125,324	4,756,435	△8,342	8,130,185
当期変動額					
剰余金の配当			△209,432		△209,432
親会社株主に帰属する当期純利益			555,527		555,527
自己株式の取得				△2,314	△2,314
自己株式の処分		△255		1,870	1,615
土地再評価差額金の取崩			2,834		2,834
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4,064			4,064
持分法適用会社の減少等に伴う利益剰余金減少高			△11,319		△11,319
利益剰余金から資本剰余金への振替		134	△134		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	3,943	337,475	△443	340,975
当期末残高	2,256,767	1,129,267	5,093,911	△8,786	8,471,160

その他の包括利益累計額

	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	在外関係 会社 における 債務評価 調整額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	719,822	△76,757	132,156	2,346	169,652	△23	947,197	94	123,555	9,201,031
当期変動額										
剰余金の配当										△209,432
親会社株主に帰属する当期純利益										555,527
自己株式の取得										△2,314
自己株式の処分										1,615
土地再評価差額金の取崩										2,834
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動										4,064
持分法適用会社の減少等に伴う利益剰余金減少高										△11,319
利益剰余金から資本剰余金への振替										—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△155,326	△281,345	△2,834	141,746	12,654	42	△285,063	△88	△48,392	△333,544
当期変動額合計	△155,326	△281,345	△2,834	141,746	12,654	42	△285,063	△88	△48,392	7,431
当期末残高	564,495	△358,102	129,321	144,093	182,306	19	662,133	5	75,163	9,208,463

貸借対照表 第21期末（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	368,614	流動負債	1,065,686
現金及び預金	47,875	短期借入金	810,000
前払費用	3,609	未払金	3,958
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	201,788	未払費用	46,479
その他の流動資産	115,341	未払法人税等	304
固定資産	14,954,569	預り金	1,407
有形固定資産	50,002	前受収益	97
建物	17,325	賞与引当金	692
器具及び備品	463	変動報酬引当金	958
土地	32,125	1年内償還予定の社債	201,788
建設仮勘定	6	固定負債	8,596,364
その他の有形固定資産	80	社債	8,366,936
無形固定資産	11,014	長期借入金	200,000
商標権	0	繰延税金負債	3,165
ソフトウェア	1,919	退職給付引当金	11,492
その他の無形固定資産	9,095	その他の固定負債	14,770
投資その他の資産	14,893,552	負債の部合計	9,662,050
投資有価証券	2	(純資産の部)	
関係会社株式	5,828,454	株主資本	5,661,094
関係会社長期貸付金	9,010,936	資本金	2,256,767
長期前払費用	110	資本剰余金	1,196,659
前払年金費用	31,594	資本準備金	1,196,659
その他	22,454	利益剰余金	2,214,747
		利益準備金	4,350
		その他利益剰余金	2,210,397
		繰越利益剰余金	2,210,397
		自己株式	△7,080
		評価・換算差額等	33
		その他有価証券評価差額金	33
		新株予約権	5
		純資産の部合計	5,661,133
資産の部合計	15,323,184	負債及び純資産の部合計	15,323,184

損益計算書 第21期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	316,331
関係会社受取配当金	271,955
関係会社受入手数料	44,376
営業費用	52,887
販売費及び一般管理費	52,887
営業利益	263,444
営業外収益	178,680
貸付金利息	177,137
その他の営業外収益	1,543
営業外費用	178,385
支払利息	2,242
社債利息	167,030
社債発行費	6,449
その他の営業外費用	2,662
経常利益	263,739
特別利益	716
関係会社株式処分益	716
特別損失	63
固定資産処分損	63
税引前当期純利益	264,392
法人税、住民税及び事業税	△3,320
法人税等調整額	2,071
法人税等合計	△1,248
当期純利益	265,641

株主資本等変動計算書 第21期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本								
	資本剰余金					利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,256,767	1,196,659	—	1,196,659	4,350	2,154,323	2,158,673	△6,756	5,605,343
当期変動額									
剰余金の配当						△209,432	△209,432		△209,432
当期純利益						265,641	265,641		265,641
自己株式の取得								△1,575	△1,575
自己株式の処分			△134	△134				1,251	1,117
利益剰余金から資本 剰余金への振替			134	134		△134	△134		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	56,074	56,074	△323	55,751
当期末残高	2,256,767	1,196,659	—	1,196,659	4,350	2,210,397	2,214,747	△7,080	5,661,094

	評価・ 換算差額等		
	評価・ 換算差額等 その他の 有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
当期首残高	16	94	5,605,454
当期変動額			
剰余金の配当			△209,432
当期純利益			265,641
自己株式の取得			△1,575
自己株式の処分			1,117
利益剰余金から資本 剰余金への振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	16	△88	△71
当期変動額合計	16	△88	55,679
当期末残高	33	5	5,661,133

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2023年5月12日
株式会社 みずほフィナンシャルグループ 取締役会 御中		
EY 新日本有限責任監査法人 東京 事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦 昇	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津村 健二郎	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 充洋	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤本 崇裕	
監査意見		
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。		
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人は、上記の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		
連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任		
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。		
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
連結計算書類の監査における監査人の責任		
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。		
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。		
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。		
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。		
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。		
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。		
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。		
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。		
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。		
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。		
利害関係		
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。		
		以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2023年5月12日	
株式会社 みずほフィナンシャルグループ			
取締役会 御中			
EY 新日本有限責任監査法人 東京 事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦 昇		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津村 健二郎		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 充洋		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤本 崇裕		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、当社およびみずほ銀行は、システム障害に関する改善・再発防止策を計画通り実行し、現在安定的な業務運営を継続しております。監査委員会は、みずほ銀行の監査等委員会と連携し、施策の定着化ならびに自律的な態勢強化の取り組みについて、今後も注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監 査 委 員 会

監 査 委 員 月 岡 隆
監 査 委 員 甲斐中 辰 夫
監 査 委 員 佐 藤 良 二
監 査 委 員 平 間 久 顕

(注) 監査委員 月岡隆、甲斐中辰夫および佐藤良二は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.